

報道関係各位

件 名 職員の給与改定等について

12月定例会に提出する、飯能市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）、飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）、飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）の改正内容等については、以下のとおりです。

1 一般職職員の給与改定について

（1）概要

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況、埼玉県人事委員会勧告に基づく埼玉県職員の給与改定状況及び近隣市の職員の給与改定状況を勘案し、給料表の水準を引き上げるほか、期末・勤勉手当の年間支給割合を改めるものです。

（2）内容

ア 月例給

給料表の水準を引き上げます。

行政職給料表：表上の改定率	0.15%	（実際の改定率	0.32%
医療職給料表(1)：	//	0.12%	（// 0.14%
医療職給料表(2)：	//	0.15%	（// 0.00%
技能労務職給料表：	//	0.33%	（// 0.00%
企業職給料表(1)：	//	0.15%	（// 0.24%
企業職給料表(2)：	//	0.33%	（// 0.00%

イ 手当

勤勉手当の年間支給割合を現行1.9月から0.1月分引き上げて2.0月にするため、令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を現行0.95月から1.05月に改めます（再任用職員についても勤勉手当の年間支給割合を0.05月引き上げ）。

令和5年度以降、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月（再任用職員にあっては、0.475月）とします。

常勤職員（再任用職員を除く。）

区 分	6月期	12月期	年間支給割合	引上げ割合
現 行	0. 95月 (2. 15月)	0. 95月 (2. 15月)	1. 9月 (4. 3月)	—
令和4年度	0. 95月 (2. 15月)	1. 05月 (2. 25月)	2. 0月 (4. 4月)	0. 1月 (0. 1月)
令和5年度以降	1. 0月 (2. 2月)	1. 0月 (2. 2月)	2. 0月 (4. 4月)	

() は期末・勤勉手当の合計

(3) 適用期日

上記(2)アの月例給については、令和4年4月1日とします。(2)イの勤勉手当の引き上げについては、令和4年12月1日とします。ただし、(2)イのうち令和5年度以降の支給割合の改定については、令和5年4月1日とします。

2 市議会議員の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、議員の期末手当の支給割合を年間で0. 1月分引き上げるものです。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を現行4. 3月から0. 1月分引上げて4. 4月にするため、令和4年12月期の期末手当の支給割合を現行2. 15月から2. 25月に改めます。

令和5年度以降、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ2. 2月とします。

(3) 適用期日

令和4年12月1日とします。ただし、上記(2)のうち令和5年度以降の支給割合の改定については、令和5年4月1日とします。

3 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間で0.1月分引き上げるものです。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を現行4.3月から0.1月分引き上げて4.4月にするため、令和4年12月期の期末手当の支給割合を現行2.15月から2.25月に改めます。

令和5年度以降、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ2.2月とします。

(3) 適用期日

令和4年12月1日とします。ただし、上記(2)のうち令和5年度以降の支給割合の改定については、令和5年4月1日とします。

担当者 職員課長 吉田 智也 連絡先 Tel(042)973-2111 内線330
